

広島県告示第九百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称 乃美尾川（七一隣c）	土砂災害警戒区域 土石流	所在地 広島県東広島市黒瀬町菅田地内	土砂災害警戒区域
			土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり 乃美尾川（七一隣c）	表区域 示の	区域の名称	土砂災害警戒区域
			土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり 乃美尾川（七一隣c）	土石流	号三律の土戒定第区域の土推砂区す九域で行政進災域の定令に害等土砂二示め第_関防に害に平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。